明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二五七）　二
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（二五八）　七
○駐車場法施行令の一部を改正する政令（二五九）　七
〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四九）　三
○自動車安全運転センター法施行規則の一部を改正する内閣府令（同五〇）　三
〔府令・省令〕
○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通二）　三
〔規　則〕
○指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委一三）　三
○届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則（同一四）　三
○技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（同一五）　三
○運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（同一六）　三
○指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（同一七）　三
○運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（同一八）　三
○指定自動車教習所の指定に係る別段の申出に関する規則（同一九）　三
〔告　示〕
○道路交通法施行規則第三十三条第四項第一号ハの規定により内閣総理大臣が指定する模擬運転装置及び同号ニの規定により内閣総理大臣が指定する無線指導装置の一部を改正する件（内閣府二三〇）　三
○道路交通法施行規則の規定に基づき、運転シミュレーターに係る国家公安委員会が定める基準を定める件の一部を改正する件（国家公安委三〇）　三
○技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第二号の規定に基づく技能検定、技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習であって当該講習を修了した者が技能検定員審査又は教習指導員審査において一定の審査細目について審査を免除されることとなる講習及び当該免除される審査細目を定める件（同三一）　三
○届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第一条第二項第一号ロの規定に基づく自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものを定める件の全部を改正する件（同三二）　三
○運転免許取得者教育の認定に関する規則第二条第一号ロの規定に基づく自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを定める件（同三三）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五七号）（警察庁）

道路交通法の一部を改正する法律（平成二七年法律第四〇号）の施行期日は、平成二九年三月一二日とすることとした。

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第二五八号）（警察庁）

1　高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

(一)　認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為を定めることとした。（第三七条の六の三関係）

(二)　臨時認知機能検査を受けない場合等における運転免許の効力の停止等に係る基準を定めることとした。（第三九条の二関係）

(三)　臨時認知機能検査の結果に基づいて高齢者に対して行う講習等に係る手数料の標準を定めることとした。（第四三条関係）

2　運転免許の種類等に関する規定の整備

(一)　準中型自動車の運転に関し、初心運転者標識の表示義務を免除される者を定めることとした。（第二六条の四関係）

(二)　準中型自動車免許を受けた二一歳に満たない者等が運転することができない自動車を定めることとした。（第三二条の三の二関係）

(三)　大型自動車免許に係る試験手数料等の標準を改めることとした。（第四三条関係）

(四)　準中型自動車免許に係る試験手数料等の標準を定めることとした。（第四三条関係）

(五)　準中型自動車に係る放置違反金及び反則金の額を定めることとした。（別表第一及び別表第六関係）

3　附則

(一)　所要の経過措置を設けることとした。

(二)　この政令は、一部の規定を除き、道路交通法の一部を改正する法律（平成二七年法律第四〇号）の施行の日（平成二九年三月一二日）から施行することとした。

◇駐車場法施行令の一部を改正する政令（政令第二五九号）（国土交通省）

1　建築物である路外駐車場に設ける換気装置の能力に関する基準を緩和することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二八年八月一日から施行することとした。